

社会委員会通信

No. 56

2019. 2. 10

発行：横浜港南台教会 社会委員会

〒234-0054

横浜市港南区港南台 7-8-29

Tel : 045-833-5323 Fax : 045-833-6616

天皇代替わりの時が迫る中、なか伝道所の堀江有里牧師にご講演いただき、天皇制についてキリスト者の視点から考える学習会を2月3日（日）に開催した。社会学者で神学者、教育者でもある堀江牧師は、この複雑で扱いにくいテーマを多方面から明快に分析され、分かりやすく話して下さった。質疑応答も、先生を囲む学生たちのゼミナールのように率直で和やかな雰囲気で行われた。

今回の改元は前回（昭和から平成）に比べて天皇制の本質に迫る議論が少ない印象がぬぐえない。それは、戦争体験者の減少や最近の天皇・皇后による慰問活動や護憲派ともとられかねない天皇の発言等が安倍政権の戦前回帰的な言動に対比して好感度アップに繋がっているためかもしれない。

しかし、私たちは現在の東アジアにおける様々な問題が日本の戦後処理のあいまいさに遠因があることを忘れてはならない。天皇制は、過去において様々な政治的に利用されてきた。特に、戦争のために「錦の御旗」として利用されやすいことを忘れてはならないだろう。

前回の改元に際しキリスト教系四大学学長連名により表明された声明（11 ページ）をもう一度読み返し、その趣旨に賛同し、今回このような声明文が発表できない現状に危惧の念を禁じ得ない。

参加者は45名（男性9名、女性36名）でした。参加者の皆様、ありがとうございました。

（社会委員：M・A）



天皇代替わりを迎えるとき ～キリスト者としてどのように向き合うのか～

なか伝道所牧師：堀江 有里

◆はじめに

ただ今ご紹介に与りました堀江有里と申します。よろしく願いいたします。最初に、横浜港南台教会の皆様には、毎月なか伝道所への経済的なご支援とお祈りをいただいておりますことを心より感謝申し上げます。

実は、天皇制の問題について、私はそんなに詳しくないので、今回のお話をいただいた時、どうしようかと思ったのですが、いつもご支援いただいている教会にお招きいただく非常に貴重なチャンスをいただいたと思ひまして、引

き受けてしまいました。お手元のレジュメを見ていただいたらもうお分かりと思いますけれども、私自身、まだまだ勉強中です。今日は、天皇代替わりを迎えるとき、私たちはどのように事柄を考えていったらよいのだろうかという問いを立ててみました。会場を見渡しますと、さまざまなご経験をお持ちの方がいらっしゃるのではないかと思います。むしろ、皆様のご経験からいろいろ教えていただければ幸いです。



◆天皇代替わりの時代に

◇即位の礼・大嘗祭等違憲差止請求事件 (2018年12月10日／東京地方裁判所)

いよいよ「平成」から次の時代に移る時期を迎えました。これから代替わりのためのさまざまな儀式が執り行われていきます。

即位の礼・大嘗祭については、現在、訴訟が始まっています。訴訟の骨子は「主権在民」や「政教分離」を原則とする憲法に違反するのではないか、というものです。

宗教儀式に国費を支出することに対して12月10日に差止請求の提訴がされました。お手元の資料をご覧ください。「即位大嘗祭違憲訴訟の会」が集めた新聞記事です。会のHPにも貼ってあります。現在、第二次の提訴に向けて、原告を募集中です。30年前の代替わりの時にはたくさん人が集まったのですが、今回の第一次差止請求訴訟の原告は241人だけなんです。あまり盛り上がっていないなあ、問題を感じている人たちがそんなに多くないのかなあ、という印象を私自身は受けています。

2019年2月25日（金）に第1回の口頭弁論が東京地方裁判所で行われます。私は宗教者として意見陳述をすることになっています。よろしければ、応援にいらしてください。

12月10日の提訴の後、記者会見が開催されました。私も原告の一人として登壇しましたが、その際に興味深かったのが、キリスト教系のメディア記者たちが「原告のうちクリスチャンは何名ぐらいいるんですか？」と尋ねてきたことです。終了後にも個人的に尋ねられました。原告の申し込み書類には宗教を尋ねる項目は入っていないので、実際には分かりません。私にとってはなぞの質問でしたが、新聞を見て分かったんです。おそらく共同通信が配信した記事をもとに報道されているものが多いのですが、こう書かれています。「市民ら241人が10日、支出差止めと1人当たり1万円の損害訴訟を求め、東京地裁に提訴した」。この市民という

のは、「原告は北海道から沖縄までの市民やキリスト教や仏教などの宗教者ら」と『東京新聞』は記しています。また『日本経済新聞』は、見出しにも「宗教関係者ら」と記しています。はあ、一般的に“キリスト教や仏教の人たちは、これは神道の儀式だから自分たちの信仰とは相容れなくて反対しているのだ”という図式を作りたいのだなあ、と思ったわけです。私たちにとっては、「ちょっと待ってよ。私たちキリスト者としての信仰を持っているのだから、神道の儀式を強要されたら困るよ」ということになるのかもしれませんが、しかし、これでは一般化しないのです。新聞や一般社会の中では、宗教対立のような形で見せたいのだな、と。そういう欲望がある。つまり、一部の人々、宗教の異なる人々が、これを問題化しているに過ぎないと思われるような図式を提示したいというメディアの欲望が、どうも見えて来るわけです。先ず、その点を押えておきたいと私は思いました。

◇わたしの天皇制との出会い ——「昭和」の終焉から



つい最近のようにも思えるのですが、30年前、半年以上もかけて、昭和天皇の死を私たちは迎えることになりました。私が天皇制は問題だなと思ったのは、この時期でした。ちょうどキリスト教の中で、さまざまな社会問題と呼ばれるもの、実際には生活の延長線上にあるものに出会って行く時期でした。1989年1月7日、昭和天皇が亡くなり、この日は大学では緊急にゼミが設定され、授業が開催されたことがありました。私は祖母と2人暮らしだったので、「おばあちゃん、ちょっと出かけて来るわ」と言ったら、涙を流しながらずっとテレビを覗いていた祖母が「どこに行くの？」と尋ねました。「学校に行く」と言ったら、「何で？」と言われました。私は非常に尖っていたので、「いや、天皇が死んだって自粛している場合じゃないから」と答え

ました。ずっと小学校の教員をしていた祖母は、涙を浮かべて、ただ一言、「非国民」とつぶやきました。

これまで私は基本的に性差別問題や性的マイノリティの課題を担って来ていまして、それと天皇制は繋がっているんだという話をさまざまな教会でしてきました。しかし、「やっぱり価値観は変わらない、天皇制は大事なんだということが染みついているのだから急に換えられない」というお叱りを諸先輩方から受けたこともあります。その時に、祖母の涙を溜めた、あの表情を思い出すのです。

祖母は、やっぱり自粛ムードの中でいろいろなことを回想しながら、昭和天皇が亡くなった報道を流し続けるテレビと向き合っていたと思うんです。祖母には、さまざまな思いがあったのだと思います。それこそ、「明治」期に生まれ、太平洋戦争を経て、戦後民主主義の価値観のなかに放り込まれるという激動の人生です。常日頃は天皇を信奉しているわけではない祖母の一言は、あまりに重く、その後、ずっと引っかかり続けています。結局、私はその時の祖母の気持ちを聞けずに終わってしまったのですが…。

その後に大喪の礼が行われましたが、この時期も私は関西にいたので、京都御所の境界の警備が非常に強化されていて、カバンの中を見せろと言われたことが、一連の儀式の期間中にあったことを思い出します。

一方、7年前に亡くなったのですけれども、私の妹は多摩地区に住んでいて、大喪の礼の前日（2月26日）に私服警官が来たと言いました。「明日、家から出ないでください。窓からも顔を出さないでください」と言われたそうです。葬列が沿道を通るということでした。今ではあまり珍しくはないのですが、私の妹は思想的にパンクでして、当時ピンク色の髪の毛でした。それが「天皇陛下のお葬式」にふさわしくないということだったそうです。妹は、反天皇制の

動きをしていたわけではなく、他の思想的なパンクだったのです。パンクというのは、音楽と思想の織りなされた表現形態です。即座に妹から電話がかかってきて、こんな会話をしました。「お姉ちゃん、天皇制っていうのはダメだね」「な、何が？」「お巡りさんが来たんだけど」。私もその時期、尖っていたものですから、「お巡りさんは制服だった？ 私服だった？」と思わず聞いたんですけども、「私服だった。外に出ないでくれって言われた」と。自粛、「喪」ですね、喪を強要されるということです。昭和天皇の死があり、その後の代替わりでは、新しく時代が再生されていく。死と再生というギャップがものすごく演出されたのが30年前だったと思うのです。

今回は、平成天皇が生前退位をすることになりました。ですから、「喪」の部分がありません。「死」を迎えての代替わりではないので、天皇制という出来事に向き合う緊張感とか日常的な“もによもによ感”、割り切れない気持ちというのが見えなくさせられているのではないのでしょうか。出来事、課題は、アンダーグラウンド、地下に潜りこまされているという状況なのではないかなと思います。

私は、当時、京都教区（京都府と滋賀県の諸教会・伝道所の共同体）にいました。1990年、即位の礼・大嘗祭に抗議するために、京都教区では反対してハンガーストライキがありました。私も3日間、参加しました。48時間連続の抗議行動でした。そこで初めて天皇制の問題を学んでいくことになりました。

そして、後々に学んでいった一つとして、日本基督教団の信徒（1989年12月受洗）であることの戦争責任の問題を考えさせられていきました。1939年に大政翼賛体制の中で「宗教団体法」が成立し、1941年に日本基督教団が成立しています。この時期に政府に対して、教団の認可をお願いする記録が残っているのですが、マイノリティのキリスト教がいかにか国家に貢

献できるか、本当にすり寄るように当時の担当者たちが文章を作っていく、妥協していくのが手に取るように分かります。そして、教団の成立後、植民地への伝道、とりわけ朝鮮伝道を積極的に担っていきます。沖縄の「切り捨て」、戦闘機献上、宮城遥拝など、まさに「天皇陛下の名のもとに」戦争協力がなされていったわけです。

私は同志社大大学院時代、歴史神学を専攻していきまして、いくつかの教会の週報などの資料整理をアルバイトでしたことがあります。旧組合教会（会衆派教会）の資料がたくさん来ていました。現物を見た時にショッキングだったのは、週報に、宮城遥拝、国歌斉唱と書かれていて、そこから礼拝が始まっていることでした。そういう天皇制と並行する形での礼拝をもっていたという事実を突きつけられたわけです。

私は横浜共立学園中学・高校を卒業していますが、在学中には「国歌斉唱、国旗掲揚」がなされていました。まだ「国歌国旗法」が成立する前から「日の丸」を「国旗」と呼び、「君が代」を「国歌」と呼んでいた。つまり、当時の横浜共立学園は戦前の反省をすることなく、戦後教育がなされていたことを示す興味深い例です。

（フロアより：平成元年（1989年）代替わりの際に横浜共立学園は「国歌斉唱・国旗掲揚」を止めたとのこと。）

横浜共立学園だけではなく、カトリックの学校は、日の丸・君が代を大事にしているところが少なくありません。なぜかと言うと、カトリックは置かれた場での土着化という方針を採用したからだと思います。もちろん、現場では元号を使わない、日の丸・君が代は使わない、ということで闘っている教職員の人がいる学校もあります。

プロテスタントについて付け足しますと、私の恩師である土肥昭夫先生（どひ・あきお／歴史神学）は、19世紀後半に日本に入って来たプロテスタント・キリスト教についての歴史を分

析しています。1872年に日本基督公会が設立されています。現在の日本基督教会横浜海岸教会です。アメリカ合衆国からやってきた宣教師たちは異なる教派に所属していたけれど、日本では共同作業ができないか、ということで「公会」が作られました。その「教会規則」を作る時、天皇制とキリスト教は相容れないのだということに聖書を根拠に明文化しようとしたそうです。いくつかを以下に示しておきました。

「皇祖土神の廟前に拝跪すべからざる事〔出エジプト二〇・三一五〕」

「王命と雖も道の為には屈従すべからざる事〔使徒行伝四・十九、五・二九〕」

「父母血肉の恩に愛着すべからざる事〔マタイ一・四八、ヨハネ二・四〕」

しかし、これらは結局削除されました。あまりにも危険で、受け入れられないだろうということで、自主規制で削除されていった。土肥さんは、この明文化されなかった文章に関しては、「天皇制がよって立つ宗教的性格に挑戦し、これを切り崩そうとするものであった」が、「キリスト教の歴史の示すところによれば、その大勢は天皇制のイデオロギー攻撃に自己の立場を弁解しつつけるうちに、その異質的性格は磨滅し、むしろ天皇制に忠実なキリスト教となっていった」と書かれています。非常にきつい言葉ですが、このように表現しているわけです（土肥昭夫『天皇とキリスト——近現代天皇制とキリスト教の教会史的考察』新教出版社、2012年）。

私は、キリスト教が、とりわけ日本基督教団が、天皇制とキリスト信仰を共存させていった、むしろ同一視させていった歴史があることを忘れてはならないと思っています。これは歴史上の問題だけではなくて、今もはっきりした形ではないかもしれないけれども、横たわっている問題なのではないでしょうか。

◇ポスト「平成」に向けて

天皇制は「時の支配」である、という表現に出会いました。今年の5月から元号が変わります。数か月後です。新しい元号は4月1日に発表されるそうですが、私たちはまだ5月以降の“時代”の名を知らない、宙ぶらりんな状態に置かれています。「明治」時代から「一世一元」、つまり、天皇一代で一つの元号を定めており、国をはじめ圧倒的多数の自治体はこの元号を使っています。代替わりによって元号が変わるというのは、「時の支配」なわけです。

これを機会に元号は使わないという企業が出始めているのもおもしろいところです。西暦のほうが国際基準としても使いやすい。代替りで変更されることもない。つまり、便利なわけです。合理性を追求すれば、そうなるのでしょう。

元号を変えるために、さまざまなシステム変更のために膨大な費用がかかります。4月27日から10連休になるということですが、システム変更のためにこれらの日数が必要だという説もあるようです。

10連休というのは、カレンダー通りに動いていない生活者にとっては本当に迷惑でしかありません。どうでもいい話なのですが、4月10日締切の原稿がありまして、先日、「印刷所が10日間閉まるので3月末までに提出してください」と連絡がありました。個人的にはとても困っていることの一つです（笑）。

システム変更のための費用については、税金から支出されるわけです。私は逗子市に居住しているのですが、逗子市は財政破綻寸前だとしてしばしば報道されています。このような財政破綻寸前のところに何千万円というお金が使用される。もう元号はやめればいいのに、と思ってしまう。財政破綻寸前なのですから。

もう一つ、「時の支配」と関連するのですけれども、資料「即位の礼及び大嘗祭関係諸儀式等（予定）について（案）」（12ページ）をご覧ください

ださい。これは宮内庁のHPに掲載されている資料です。一つひとつについては時間がないので省きます。4月30日に退位の礼があり、そこからずっと行事が続いて行きます。

今年だけ特別に定められる「国民の祝日」もあります。「祝日」とは何か？ つまりは、この日本に住む人たちが「お祝いの気持ち」を強要されるということです。私たちは無意識の内に「祝意」というものを強要されていくということにも気を付けなければならないと思います。

現在の天皇の退位後、即位の礼が開催されます。「剣璽等承継（けんじとうしょうけい）の儀」が5月1日にあります。これは三種の神器を受け渡すという儀式です。三種の神器の由来は日本神話です。天皇が天照大神から授けられた、と。「ちょっと待って！ 本当にその時代から引き継がれてきたものなの？」と尋ねたくなるのですけれども、“そういうことになっている”ものたちです。これらを運ぶのにも多額の人件費、警備費がかかります。現在、費用の総額は166億円と算定されています。これより増えるか減るかは今のところ分かりません。166億円です。なか伝道所で換算すると、10億か月分の家賃です（笑）。（…と言いましたが、補足しますと、正確には10万か月分です。）ともかく、すごい額を使うということですね。

大嘗祭は完全に神道の宗教儀式です。新しいお米と新しいお酒を神と人が一緒に食べる儀式です。即位の礼という儀式だけでは不十分であって、天皇の霊力が未完成なので、大嘗祭で強化していくという形です。そこに神の力（灵力）が携わってきて、天皇が神の力を継承していくわけです。大嘗祭とは、天皇になるにあたって、神と一体となる儀式で、しつらえられた所に神のために寝床みたいなものを作り、ふすまと枕を置いて神が降りて来るのを待つ。天皇になる人は、そこに同床するわけです。一旦天照大神の母胎に入って、新しく生まれて来る。完全な宗教儀式です。古事記とか日本書紀の神

話を再確認していくこと、神話と歴史は断絶せず同じものなのであることを確認していく神道儀式です。天皇は単なる象徴なのではなくて、そこに権威付けがされていくのは、非常に大きな問題だと思います。

こういうことに祝意を強要されて、そこに国費（税金）がつき込まれて行くことがいかなるものなのかということに、もう少し関心を向けて行くことが必要なのではないかと思います。

つぎに、天皇代替わりの「法的根拠」を見ておきます。日本は近代化のなかで、つまり「明治」に入って、不思議なことに王政復古の形を採用します。新たな近代、近代化と相容れない方法を採用したとも言えます。天皇を中心とした国づくりを目指すわけです。皇位継承は、法的には憲法2条と皇室典範1条に示されています。

「皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する」（憲法2条）

「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する」（皇室典範1条）

つまり、世襲制です。皇位を血縁関係で繋いでいかねばならない。これはどういうことかと言うと、必ず子どもが生まれなければならない。子どもが生まれなければならないというのは、子どもを産む人が必要とされるということです。そこには女性の身体が必ずなければならない。つまりは、女性に男子を産ませる制度です。「万世一系」の思想は、近代日本のなかでつくられたフィクションですが、皇族男子は結婚しなくても、結婚して、その妻に男子を出産させる。皇位継承者を出産させます。この女性の身体を使って皇位継承のための男子を産ませる制度こそが性差別であると、「女性と天皇制研究会」の桜井大子さんは述べていらっしや

います。

天皇制の問題はあまりにもタブーが多くて、表に出て来ない事柄が多いのですが、ここで気になるのは雅子さんです。今度皇后になる人です。雅さんは結婚後、子どもが生まれなくて、大変苦勞をしました。おそらく生殖補助技術が使われたのではないか？ 女性不妊か男性不妊か、どちらかなのではないか、などという話も女性週刊誌などでは語られたりしていました。真実は分からないです。秋篠宮さんはS・Kの子どもじゃないかといううわさがあったということを知ったのですけれども、明らかににはされないわけです。私たちは検証することもできません。

日本の天皇制が、時にイギリスの王制度と比較されることがありますが、この機密の保持とタブー視は、イギリスの王室とは大きく異なることですね。

私自身、この20年余り、性的少数者をめぐる差別問題について考えて来たので、皇位継承のために男子を産まなければならないという制度は、非常に差別的な制度だと考えています。結婚したくない人はどうすればいいんだろうと考えさせられるし、「結婚したくないから、オレ皇族やめるわ」と言っても、男性が皇族から抜けることはできません。皇室典範で定められているのは、皇族を離脱できるのは女性だけです。

皇族には人権のない法律の中で世襲という形で継承されて行く。皇室の今後を考えると、一時期議論がされていた女性天皇や女系天皇の話題が再び出て来ると思いますけれども、誰かが産まなければならないということを強要するような制度は、すごく怖いと思います。皇室典範では養子も認められていないので、国のシステムとして存在しているのは、問題だと思います。



◇天皇家の好感度アップという現象のなかでの困難

2016年8月に、平成天皇の明仁さんは退位を表明しました。このニュースに皆さんはどんな印象を持たれましたでしょうか？ おおかたが、年齢もあって、体力がなくなっている、という表明に好意的な印象をもたれたのではないのでしょうか。

とくに平成天皇は「平和」のイメージが大きいのではないかと思います。これが明仁さんの本心なのか、役割分担をしているのか、分からないです。父親である昭和天皇は、明確な戦争責任を担ってきたこと、戦後GHQに対して、沖縄を永遠に占領してくれて結構だというような文言を残してしまったようなことがあります。しかし自分は神ではない、平和を求めていくのだと言った「転換」が示されました。代替わりによって、「平成」の時代には、更にそれに輪を掛けるようにして、「平和」のイメージが大きく色濃く提示されてきたと思います。だからこそ、好印象である。そして、提示される「平和」イメージの中で、天皇制自体を批判することが非常に難しくなっているのが現状ではないのでしょうか。むしろNHKが行っている世論調査でも、2010年代になってから、明仁さんはとても良い人だというイメージが強くなっている状態です。

もう一つは、生前退位を表明したということで、「良い人」ぶりが強調されてきたのではないかと。彼は体力の都合で、いろんな所に行けなくなっていると言っていますが、公務が広げられている。国事行為ではないし、やらなくてもいいことなんですよ。特に慰問活動などは、やらなければならないことの中に入っていないんです。法的根拠は何もないのに、「もうできないから」と言っています。この慰問活動が正に、良い人だというイメージをたくさん生み出して来たのではないかと思います。

◆家族国家観—国民管理のイデオロギー構築と維持

◇近代天皇制として構築されるイデオロギー

ここからは、簡単に「天皇代替わり～キリスト者として」と言うよりは、私の関心からいくつかレジュメにお示ししておきました。

今の天皇制というのは、大昔からあるのではなく、近代（明治期）に新しく作られたものであるということは、先ず抑えておきたいわけですが、正に「抑圧と収奪の支配機構でありながら、それを恩恵と参与、忠誠にふさわしい組織にするために、支配層は日本人の精神構造をとりこ」むことによって、このイデオロギーを構築してきた、と土肥昭夫さんは言っています（前掲書、25ページ）。実際に権力を行使してきたのは、「明治」に入ってから、明治天皇ではなくて、天皇の側近や官僚たちだと言われています。

◇日本の近代化のプロセス —国民管理とジェンダー—



①戸籍制度

近代天皇制が作られていくプロセスには、戦前戦後、全く同じシステムである戸籍制度の問題があるわけです。「へえー、急に戸籍制度？」と思われるかもしれないですが、大学時代、勉強しなかった時期に、先輩たちにいろいろ教えていただいた中で、佐藤文明さんという方の本が、非常に分かりやすかったです。法律は変わって来ているのですが、佐藤文明さんは戸籍の問題をずっと考えて来た在野の研究者です。元々新宿区役所の戸籍係に配属になって、毎日扱っているうちに、「この戸籍システム、何か不思議だなあ」ということで戸籍を調べ始めたそうです。数年前に亡くなられました。佐藤さんのほかに戸籍についての研究は地味な課題でもあり、なかなか広がっていきませんが、政治学の研究者である遠藤正敬さんがかなり緻密な研究を進められています（『戸籍

と国籍の近現代史——民族・血統・日本人』明石書店、2013年)。

近代化に伴い、戸籍を全国統一で作っていくことは、国民管理体制を作っていく、そして軍事力を増強していくという目的を持っていました。軍事だけではなく、国家資金も調達する。つまりは、兵力とお金の二つを増強していくということだったわけです。そのために家制度が導入されます。徴兵制度、徴税制度、家制度がセットになって戸籍制度が作られていくわけです。戦前の日本には家制度があり、そこでは性別役割分業が固定されていくこととなりました。女性には財産権がない。つまり、女性は、男性とつがいになって、家庭の中に組み込まれることで初めて生存が可能である、というシステムになっていたのです。戦後、ようやく女性にも財産権が生まれることとなります。

現行の戸籍制度の大本となる「壬申戸籍」(1871年布告)というのがあって、その後今使われている戸籍制度に繋がる「明治19年戸籍」というのがあります。「明治になって、19年まで戸籍制度ってできなかったの？」と思うんですけども、うまく行かなかったみたいです。先の遠藤さんという人が詳しく書いているんですけども、どこが戸籍をちゃんと作れと要請したかと言うと、陸軍です。あまりに全国統一の管理システムがうまくいかない。で、陸軍が何度も「早く作るように」と要請している。つまりは、徴兵制度という目的が牽引力となって戸籍が整備されていったことがよく分かる事例です。「明治19年戸籍」には、北海道、沖縄は組み込まれていたんですけども、1871年に作られた「壬申戸籍」には組み込まれていませんでした。「国民」とか「領土」の境界線をどういうふうに作っていったか、戸籍の作られ方で分かるなあと考えさせられます。

台湾や朝鮮も、戦時中は戸籍に組み込まれていきました。しかし、それぞれ朝鮮戸籍、台湾戸籍は「本土」とは別でした。そこに差別化さ

れている状況があります。差別による支配です。

ちなみに、天皇・皇后や皇族は戸籍を持っていません。天皇・皇后は「大統譜」、その他の皇族は「皇統譜」に記載されています。戸籍とは別のものです。戸籍を持っていないとパスポートを作れないのですが、特例で作られているようです。

現行の「皇室典範」には文字は消えましたが、かつては「臣籍降下」という言葉がありました。女性だけに限定されていますが、皇族から離脱することを「臣籍降下」と呼んでいた。つまり、「臣民の籍」に「降下」とするということです。天皇制を支えるために戸籍制度があるということが非常によく分かる言葉です。天皇制を支える戸籍制度の中で管理されているのが「国民」のあり方だというのがよく分かります。

②家族国家観



こういう戸籍制度の問題だけではなく、家を基礎ユニットとすることで、「家族国家観」を、神道を媒介にしながら、近代日本は作ってきました。

「nation state」という英語の翻訳が「国家」なんです。面白いなあと思うんですけど、何で「家」と付けたんでしょうね。これは、近代の日本のあり方が、翻訳に色濃く表れている例です。「天皇家」を中心として、その下に「国民」のそれぞれの家族がある。国というのは、まとめて大きな家族であるという、ものの考え方は。「天皇陛下」がお父さんで、「皇后陛下」がお母さんで、「国民」は子どもなのであるという、血縁関係へのなぞらえがあったということです。こういうものの考え方が「教育勅語」という形で教育を通して広がって来たということです。

牟田和恵さんという社会学者は、「明治」20年代半ばの「修身」教科書を読み直して、「教育勅語」など、教育の場で「家族国家観」がイデオロギーとして構築される様子を分析していま

す。

「天皇の絶対視」を中心として、家族は国家だというものの考え方が作られていったのですけれども、力強くみんなが引っ張られていったと言うよりは、教育の場面では、「恩恵」とか「参与」とか、そういう柔らかい言葉で、ここに入っておくと、みんな守られるんだよ、という“下からの天皇制”を支える状態が生み出されてきたと示しています。「必ずしも、絶対的な権力や権威への恭順、服従を促す様式」によってではなく、むしろ「新しく現れた情愛深い家族イメージを用いて表現されている」と述べています(牟田和恵『戦略としての家族』新曜社、1996年)。

◇「家族国家観」の復権あるいは再生産

①明仁「生前退位」の違憲性

天皇を「現人神」として、帝国主義に邁進していった教会のあり方、先ほど言ったように「国歌斉唱」で始まる礼拝。そのような時期を、私たちの教団は過ごしてきました。

では、太平洋戦争後、状況はガラッと変わったのでしょうか。「家族国家観」は、今はもうなくなったイデオロギーなののでしょうか。

「生前退位」の意思表示の際に、「あるべき天皇像」を模索してきたというふうに平成天皇は言いました。国事行為ではない、やるべきと定められている範囲を超えて行っていることに、たとえば「慰問」活動があります。福祉施設の訪問、被災者へのお見舞、戦争の記憶への取り組みなどです。これらは公的行為の拡大に過ぎないわけです。

レジュメに東日本大震災の被災者へのお見舞の写真を掲載しました。天皇は腕のところにエコマークの入ったジャンパーを着ています。避難所である体育館に、天皇と皇后が床に膝をつけて正座をして座っています。このように膝を突き合わせて、「庶民」に慰めを与える存在として描かれ、困難の中にいる現地の人たちに、

「天皇陛下が来てくださった」という恩恵のような気持ちを授けていく。同時に、それがメディアで流されて行くわけです。自分たちは直接行けないけれども、「天皇陛下たちはこうやって慰問に行っておられるのだ」ということで、また「良い人」、「平和」イメージが私たちの中に刷り込まれていくという、再生産の装置がメディアでも働いているのではないかと思います。

私は「家族国家観」はなくなっていないのではないかと思います。それはどういうことかと言うと、大体二人でセットでこういう活動をする。平成天皇が皇太子だった時に慰問活動が始まったのですが、1950年代、美智子さんと結婚した後に、この活動は広がっていきます。美智子さんが先導する写真は結構あるんです。当初は明仁さんは後ろにいて、様子を見ています。それが二人で跪いて語りかける姿になっていく。握手をしたり、抱擁するような姿が流されていく。「夫婦同等の権利」を体現していくような様相を、私たちはメディアを通して刷り込まれていく。正に「家族」なるもの、夫婦同等なるものの一つのモデルケースを提示されているのではないのでしょうか。



②現行政府が求める国家像

戦後の「日本国憲法」では、夫婦が同等の権利を持つと定められています(24条)。しかし、自民党はこの項目に家族の相互扶助義務を書き込もうとしています。平成天皇が広げてきた慰問活動と、メディアでの表され方は、横並びの夫婦を体現していく姿であり、これが男と女(異性愛)のカップルとして示され、すごくソフトにはなっているけれども、「家族国家観」、国は一つの「家族」なんだというイメージとして結び付けられるのではないのでしょうか。

「家族国家観」は、今、政府が目指している「家族」を軸とした政策ともすごく親和性があります。今の天皇・皇后のあり方というのは、

政権にブレーキをかけるのではなくて、補完し合う形で回っているのではないかと考えさせられるわけです。



◆おわりに

残された課題はさまざまありますが、2つ挙げます。一つは、「女性宮家問題や女性・女系天皇問題をどう考えるか」ということです。今後、また議論が出てくると思いますが、私は女性天皇も、女系の天皇も反対の立場です。女性が参加したところで、天皇制という差別の再生産システムの問題は変わらず存在すると思っています。

もう一つは、「キリスト者は天皇制といかに対峙するのか」ということです。私たちは「信教の自由」を持っている。しかし、私は、もう一度繰り返しますが、キリスト者として、天皇の代替わり儀式は特定の宗教である神道の儀

式だから反対しているわけではありません。キリスト教を「守る」ため、ではない。むしろ、キリスト教の歴史の中では、植民地主義なり大政翼賛体制なり、それらの動きに迎合して来たことを反省的に問い続けることが必要だと思っています。

今回、即位の礼・大嘗祭の違憲訴訟の中で、「信教の自由」というのを定義した人がいました。「信じない自由」というのもあるはずだ、ということでした。宗教を信じない人々、無神論者の自由だってあるはずだ、と。私たちは宗教の中にいるので、「信じる自由」を考えてしまいがちなんですけども、宗教を「信じない自由」も併せ持って考えていく時、どのような教会のあり方が考えられるのか。引き続き、この点についても考えていきたいと思っています。

ご清聴ありがとうございました。



堀江有里先生のプロフィール

1968年、京都市で生まれ、神奈川県で育つ。専門は、社会学、レスピアン・スタディーズ、クィア神学。横浜共立学園中学・高校、同志社大学神学部卒業。同志社大学大学院神学研究科歴史神学専攻博士課程（前期）修了（神学修士）。大阪大学大学院人間科学研究科後期課程修了（博士（人間科学））。現在、日本基督教団なか伝道所牧師。国際基督教大学ほか非常勤講師。信仰とセクシュアリティを考えるキリスト者の会（ECQA）代表。著書『「レスピアン」という生き方——キリスト教の異性愛主義を問う』2006年、新教出版社。『レスピアン・アイデンティティーズ』2015年、洛北出版。



社会委員会からのお知らせ

- ★2018年度も社会委員会学習会に多くの方々にご参加くださいました。また、寿町、桜本教会、海員宣教協力委員会への献品のご協力に心から感謝申し上げます。
- ★社会委員会へのご意見や学習会で取り上げてほしいテーマなどありましたら、社会委員にお知らせください。

【参考】

「四学長声明」（1990年）

明治憲法下の神権天皇制は、政治権力の究極的根拠を天照大神の神勅神話に求め、国体という疑似宗教を国民に強制するものであった。それが当初からキリスト教信仰ときびしい緊張をはらみ、信教の自由、良心の自由に対する幾多の迫害を生んだばかりでなく、キリスト教主義教育に対してさまざまな拘束を加えた歴史は、われわれの忘れることのできない体験である。またそれが思想、言論の自由を抑圧して、学問の発展を妨げ、大学がその社会的責任を果たすことを制約した事実、数々の受難事件が数える通りである。さらに、わが国が近隣諸国に対する侵略を進め、ついには戦禍を世界にひろげて、自らの破滅を招く上にそれが大きな役割を果たしたのは、忘れ去るにはあまりにも近い過去のことである。

このような歴史をかえりみると、現行憲法の規定する象徴天皇制の運用に当って、何よりも神権天皇制との区別を明らかにし、かりにもその復活と解されることのないよう慎重を期するのは、当然と思われる。それにもかかわらず、今次天皇代替りに当って、旧皇室典範のすでに廃止された下位法令に規定する諸行事を、現行の皇室典範に根拠のないまま、伝統、慣行の名の下に既成事実化しようとする試みが、一貫して進められつつあることは、まことに憂慮にたえないところである。

この成り行きの中で、去る一月十九日公表された予定表「大礼関係緒儀式等」を見ると、そこには国民主権を明殖にうたった日本国憲法上疑義の余地ある行事形式が、十分な反省と検討とを経ることなく、自明のことのようにかかげられている。ことに大嘗祭は、皇室典範に何の規定もないばかりか、すでに四十四年前「年頭ノ詔審」において「架空ノ観念」とされた「天皇ヲ以テ現人神ト」する行事であると認識されて来ているにもかかわらず、即位の礼とともに大礼と称する一連の行事の中に、堂々と組み込まれている。それはまさに政教分離の原則からいちじるしく逸脱し、象徴天皇制を神権天皇制に逆行させる道を開くおそれを、強くよびおこすものといわなければならない。かつて神権天皇制下のわが国が多額の損害を与えた近隣諸国に、そのような疑惑を招くことも、また避けられないところであろう。

われわれは、キリスト教主義大学に責任を負う者として、到底これを黙視することができず、ここに深い憂慮を表明して、政府の再考を求めるとともに、ひろく自由な検討を訴えるものである。

一九九〇年四月十二日

関西学院大学 学長 柘植一雄
国際基督教大学 学長 渡辺保男
フェリス学院大学 学長 弓削 達
明治学院大学 学長 福田欽一

即位の礼及び大嘗祭関係諸儀式等(予定)について(案)

名 称	期 日	場 所
◎剣璽等承継の儀	即位の年(以下同じ)	宮殿
◎即位後朝見の儀	の5月1日	宮殿
○賢所の儀	5月1日～5月3日	賢所
○皇霊殿神殿に奉告の儀	5月1日	皇霊殿、神殿
○賢所に期日奉告の儀		賢所
○皇霊殿神殿に期日奉告の儀	5月8日	皇霊殿、神殿
○神宮神武天皇山陵及び昭和天皇以前四代の天皇山陵に勅使発遣の儀		宮殿
○神宮に奉幣の儀	5月10日	神宮
○神武天皇山陵及び昭和天皇以前四代の天皇山陵に奉幣の儀		各山陵
○斎田点定の儀	5月13日	神殿
(大嘗宮地鎮祭)	別途決定	皇居東御苑
(斎田抜穂前一日大祓)	斎田抜穂の儀の前日	別途決定
○斎田抜穂の儀	秋	斎田
(悠紀主基両地方新穀供納)	別途決定	皇居
○即位礼当日賢所大前の儀		賢所
○即位礼当日皇霊殿神殿に奉告の儀	10月22日	皇霊殿、神殿
◎即位礼正殿の儀		宮殿
◎祝賀御列の儀		宮殿～(赤坂御用地)
◎饗宴の儀	10月22、25、29日及び31日	宮殿
◇内閣総理大臣夫妻主催晩餐会	10月23日	都内
△一般参賀	10月26日	宮殿東庭
○神宮に勅使発遣の儀	11月8日	宮殿
(大嘗祭前二日御禊)		皇居
(大嘗祭前二日大祓)	11月12日	皇居
○大嘗祭前一日鎮魂の儀		皇居
(大嘗祭前一日大嘗宮鎮祭)	11月13日	皇居東御苑
○大嘗祭当日神宮に奉幣の儀		神宮
○大嘗祭当日賢所大御饌供進の儀	11月14日	賢所
○大嘗祭当日皇霊殿神殿に奉告の儀		皇霊殿、神殿
○大嘗宮の儀		皇居東御苑
悠紀殿供饌の儀	11月14日	
主基殿供饌の儀	11月15日	
(大嘗祭後一日大嘗宮鎮祭)	11月16日	皇居東御苑
○大饗の儀	11月16日及び18日	宮殿
○即位礼及び大嘗祭後神宮に親謁の儀	別途決定	神宮
○即位礼及び大嘗祭後神武天皇山陵及び昭和天皇以前四代 の天皇山陵に親謁の儀	神宮に親謁の儀の後	各山陵
△茶会	京都に行幸の際	京都御所
○即位礼及び大嘗祭後賢所に親謁の儀	神宮及び各山陵に親謁の後	賢所
○即位礼及び大嘗祭後皇霊殿神殿に親謁の儀	同 日	皇霊殿、神殿
○即位礼及び大嘗祭後賢所御神楽の儀	同 日	賢所
(大嘗祭後大嘗宮地鎮祭)	大嘗宮の撤去後	皇居東御苑

(注) 1 ◎は、国事行為として行われ、◇は、政府主催行事として行われる。

2 ○は、大札関係の儀式、△は、大札関係の行事であり、()書きは、儀式に関連する行事である。

3 名称及び期日については、変更があり得る。

即位の礼及び大嘗関係諸儀式等の概要

名 称	概 要	備 考
◎剣璽等承継の儀	即位に伴い剣璽等を承継される儀式	御代拝
◎即位後朝見の儀	即位後初めて国民の代表に会われる儀式	御代拝
○賢所の儀	賢所に皇位を継承されたことを奉告する儀式	
○皇霊殿神殿に奉告の儀	皇霊殿神殿に皇位を継承されたことを奉告する儀式	
○賢所に期日奉告の儀	賢所に天皇が即位礼及び大嘗祭を行う期日を奉告される儀式	
○皇霊殿神殿に期日奉告の儀	皇霊殿神殿に天皇が即位礼及び大嘗祭を行う期日を奉告される儀式	
○神宮神武天皇山陵及び昭和天皇以前四代の天皇山陵に勅使発遣の儀	神宮並びに神武天皇山陵及び昭和天皇以前四代の天皇山陵に即位礼及び大嘗祭を行う期日を奉告し幣物を供えるために勅使を派遣される儀式	
○神宮に奉幣の儀	神宮に即位礼及び大嘗祭を行う期日を勅使が奉告し幣物を供える儀式	
○神武天皇山陵及び昭和天皇以前四代の天皇山陵に奉幣の儀	神武天皇山陵及び昭和天皇以前四代の天皇山陵に即位礼及び大嘗祭を行う期日を勅使が奉告し幣物を供える儀式	
○斎田点定の儀	悠紀及び主基の両地方(斎田を設ける地方)を定めるための儀式	
(大嘗官地鎮祭)	大嘗官を建設する予定地の地鎮祭	
(斎田抜穂前一日大祓)	斎田抜穂の儀の前日、抜穂使始め関係諸員のお祓いをする行事	
○斎田抜穂の儀	斎田で新穀の収穫を行うための儀式	
(悠紀主基両地方新穀供納)	悠紀主基両地方の斎田で収穫された新穀の供納をする行事	
○即位礼当日賢所大前の儀	即位礼の当日、賢所に天皇が即位礼を行うことを奉告される儀式	
○即位礼当日皇霊殿神殿に奉告の儀	即位礼の当日、皇霊殿及び神殿に天皇が即位礼を行うことを奉告される儀式	
◎即位礼正殿の儀	即位を公に宣明されるとともに、その即位を内外の代表がことごとく儀式	
◎祝賀御列の儀	即位礼正殿の儀終了後、広く国民に即位を披露され、祝福を受けられるための御列	
◎饗宴の儀	即位を披露され、祝福を受けられるための饗宴	
◇内閣総理大臣夫妻主催晩餐会	即位礼に参列した外国の元首、王族、首相その他の外国代表、駐日大使等のための晩餐	
△一般参賀	即位礼の後、一般国民の祝福を皇居で受けられる行事	
○神宮に勅使発遣の儀	神宮に大嘗祭を行うことを奉告し幣物を供えるために勅使を派遣される儀式	
(大嘗祭前二日御禊)	大嘗祭の前二日、天皇及び皇后のお祓いをする行事	
(大嘗祭前二日大祓)	大嘗祭の前二日、皇族始め関係諸員のお祓いをする行事	

即位の礼及び大嘗関係諸儀式等の概要

名 称	概 要	備 考
○大嘗祭前一日鎮魂の儀 (大嘗祭前一日大嘗宮鎮祭)	大嘗祭の前日、すべての行事が滞りなく無事に行われるよう天皇始め関係諸員の安泰を祈念する儀式 大嘗祭の前日、大嘗宮の安寧を祈念する行事	御代拝 御代拝
○大嘗祭当日神宮に奉幣の儀	大嘗祭の当日、神宮に大嘗祭を行うことを勅使が奉告し幣物を供える儀式	
○大嘗祭当日賢所大御饌供進の儀	大嘗祭の当日、賢所に大嘗祭を行うことを奉告し御饌を供える儀式	
○大嘗祭当日皇霊殿神殿に奉告の儀	大嘗祭の当日、皇霊殿及び神殿に大嘗祭を行うことを奉告する儀式	
○大嘗宮の儀 悠紀殿供饌の儀 主基殿供饌の儀 (大嘗祭後一日大嘗宮鎮祭)	天皇が即位の後、大嘗宮の悠紀殿及び主基殿において初めて新穀を皇祖及び天神地祇に供えられ、自らも召し上がり、国家・国民のためにその安寧と五穀豊穡などを感謝し、祈念される儀式 大嘗祭の翌日、大嘗宮の安寧を感謝する行事	
○大饗の儀	大嘗宮の儀の後、天皇が参列者に白酒、黒酒及び酒肴を賜り、ともに召し上がる饗宴	
○即位礼及び大嘗祭後神宮に親謁の儀	即位礼及び大嘗祭の後、神宮に天皇が拝礼される儀式	
△茶会	即位礼及び大嘗祭の後、京都に行幸の際、古来皇室に御縁故の深い近畿地方の各界の代表等を招いて行われる茶会	
○即位礼及び大嘗祭後賢所に親謁の儀	即位礼及び大嘗祭の後、賢所に天皇が拝礼される儀式	
○即位礼及び大嘗祭後皇霊殿神殿に親謁の儀	即位礼及び大嘗祭の後、皇霊殿神殿に天皇が拝礼される儀式	
○即位礼及び大嘗祭後賢所御神楽の儀 (大嘗祭後大嘗宮地鎮祭)	即位礼及び大嘗祭の後、賢所に御神楽を奏する儀式 大嘗祭の後、大嘗宮を撤去した跡地の地鎮祭	

(注) 1 ○は、国事行為として行われ、◇は、政府主催行事として行われる。

2 ○は、大札関係の儀式、△は、大札関係の行事であり、()書きは、儀式に関連する行事である。

3 名称については、変更があり得る。